

平成19年 No. 1

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

改正理由

「平成19年度国立大学入学者選抜についての各大学における入試業務上の留意点」（平成18年8月2日付，国大協企画第97号）を受け，同連絡の趣旨に倣って，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年1月10日 役員会 審議承認

平成19年1月10日 教育研究評議会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成19年 1 月11日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年学則第 1 号

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学学則（平成16年学則第 2 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：「平成19年度国立大学入学者選抜についての各大学における入試業務上の留意点」（平成18年8月2日付，国大協企画第97号）を受け，同連絡の趣旨に倣って，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
目次 〔省略〕 第6章 <u>授業料，入学料及び検定料</u>（第49条―第61条） 〔省略〕 第6章 <u>授業料，入学料及び検定料</u> （<u>授業料等の額</u>） 第49条 <u>授業料，入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は，別に定める。</u> 〔省略〕 （<u>授業料等の返付</u>） 第61条 一度納付した<u>授業料等</u>は，返付しない。 2 前項の規定にかかわらず，<u>次の各号の1に該当する場合は，納付した者の申出により，当該各号に定める額を返付することができる。</u> (1) <u>入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額</u> (2) <u>第53条第2項及び第3項の規定により前期に係る授業料を徴収するときに，後期に係る授業料を併せて納付した者が，当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合 後期に係る授業料相当額</u> (3) <u>学部入学に係る検定料を納付した者が，個別学力検査出願受付後に，本学が指定した大学入試センター試験受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合 その後の選抜に係る検定料相当額</u> 〔省略〕 附 則 <u>この学則は，平成19年1月11日から施行する。</u>	目次 〔省略〕 第6章 <u>入学料及び授業料</u>（第49条―第61条） 〔省略〕 第6章 <u>入学料及び授業料</u> （<u>入学料及び授業料の額</u>） 第49条 <u>入学料及び授業料の額は，別に定める。</u> 〔省略〕 （<u>授業料等の返付</u>） 第61条 一度納付した<u>入学料及び授業料</u>は返付しない。 2 前項の規定にかかわらず，<u>入学を許可するときに授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合は，納付した者の申出により当該授業料相当額を返付することができる。</u> 3 <u>第53条第2項及び第3項の規定により前期にかかる授業料を徴収するときに，後期にかかる授業料を併せて納付した者が，当該年度の9月30日までに休学又は退学した場合は，第1項の規定にかかわらず，納付した者の申出により後期にかかる授業料相当額を返付することができる。</u> 〔省略〕